

質 問 回 答

2015年8月17日

「(案件名)国としての適切な緩和行動(NAMA)計画及び策定支援プロジェクト(自治体NAMA・MRV能力向上支援)【有償勘定技術支援】」

(公示日:2015年8月5日/公示番号:150548)についていただいた質問に関し、以下のとおり回答します。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1.	業務指示書全般	本件業務について、対象都市であるホーチミン市との間ではプロジェクト実施に関する協議や合意はどの程度できているのか？R/D中にはホーチミン市について言及がない。	本件業務は、プロジェクト開始以降に C/P 機関と行った、成果 2 活動項目の具体化に関する協議の結果を反映した活動内容に該当します。ホーチミン市 CCB との間で、既存関連事業である低炭素都市形成支援調査(環境省・大阪市)を踏まえつつ、本プロジェクトにて MRV 様式の構築支援を行うことについて合意済です。
2.	別紙第 2 p2「プロジェクト概要」 R/D	1)本件業務はR/Dなどの約束文書にどのように位置づけられているのか？PO と一部のみ提供されているPDMを見る限りでは、本件業務の活動は計画に規定されていないように見受けられる。 2)ホーチミン市は、正式にカウンターパートに位置づけられているのか？プロジェクトにどのような投入と便宜供与を行う約束をしているのか？ 3)主たる業務実施場所はホーチミン市であると理解するが、どの程度の頻度でMONREがあるハノイに、業務報告などに行く必要があるのか？	1)上記のとおり、本件業務はプロジェクト開始後に C/P 機関との継続的な協議・検討を経て形成した内容であるため、当初のR/D、PDM 及び PO には反映されていません。8月20日に開催予定の第1回JCC会議にて、本件業務の枠組みを反映した改訂版PDM及びPOにかかる正式な合意形成を行う予定ですので、同会議の結果万が一本件業務の枠組みに変更が生じた場合は、コンサルタントに通知することとします。また上記の状況を踏まえ、 プロポーザル提出締切を2015年8月25日に延長します¹⁾ 。 2)ホーチミン市は MRV 様式を形成するモデル都市としての位置づけであり、正式な C/P 機関ではなく協力機関として整理されます。本件業務の円滑な遂行にかかる HCMC との MOU を今後締結予定であり、その中で執務スペースの先方供与についても検討予定ですが、現時点では CCB を中心としたベトナム側要員の人的貢献の他に便宜供与の予定はないことから、執務スペース

			<p>借上等の必要経費を見積に含めていただきますようお願いいたします。</p> <p>なお JCC 会議への参加等、プロジェクト全体に関する活動の一環で HCMC 代表者のハノイへの国内旅費が発生する場合には、長期専門家が管理する在外事業強化費からの支出を想定しています。</p> <p>3)ハノイにおける MONRE 等中央関係者への業務報告は、主に JCC 会議にて行っていただくことを想定しており、会議開催頻度としては半年に1回程度となる予定です。これに加え、業務開始当初のワークプランの協議のために訪問いただく必要があります。</p> <p>なおコンサルタントの HCMC 訪問のタイミングに合わせ、必要に応じて総括及び副総括専門家の HCMC 出張を検討します。</p>
3.	別紙第 2 p7「3.業務の目的」	期待される成果に「HCMCをはじめとするベトナムの都市レベルの MRV に係る制度、体制、取組等の全体像が整理される」とあるが、これは「6. 業務の内容」に示された活動では達成できない。「ベトナムの都市」を定義したうえで、必要な活動を提案・見積してもよいか？	結構です。
4.	別紙第 2 p7「(9)各種会議や運営指導調査への協力」	<p>1)「長期専門家の指示のもと」とあるが、コンサルタントと JICA との契約の範囲内で、長期専門家と協力するという理解でよいか？</p> <p>2)長期専門家の TOR と執務場所を教えて欲しい。</p>	<p>1)その理解で間違いありません。</p> <p>2)長期専門家は天然資源環境省(MONRE)本省内、気象水文気候局(DMHCC)に隣接する執務室で業務を行っています。TOR は中央・国家レベルを中心とする NAMA・MRV 制度構築、ベトナム側関係機関及び他ドナーとの連携調整、及びプロジェクト全体の計画・管理です。</p> <p>同国では気候変動政策に関連する政策制度整備や各種事業が複数の省庁及びドナーのもとで進行中である。これらの動向との</p>

			整合や関係機関との協働構築を図りつつ、本プロジェクトにおける業務実施契約等の投入及び活動全般を実施・管理することを目的として、本専門家を派遣する。
5.	別紙第2 p12 7.成果品等 (1)報告書 等 5)現地再委託調査 の成果品	「現地再委託業務報告書」には雛形がありませんか。	雛形はございませんが、目次はコンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドラインの7. をご参照ください。
6.	別紙第2 p12 7.成果品等 (1)報告書 等 5)現地再委託調査 の成果品	コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドラインの第1部、2.再委託契約の原則、(4)の記述によれば、成果品の提出までを求めることはありません、とあるのですが、この点については業務指示書が優先されて提出することになりますか。	現地再委託契約を通じて再委託先から提出される成果品ではなく、現地再委託業務報告書上記5.で回答しました報告書を指しております。前者の成果品は本業務の受注者が検査を行います。
7.	別紙第2 p13「3.相手国の便宜供与」	相手国からの便宜供与について、R/Dにはハノイの DMHCC/MONRE 内のオフィススペース等は記載されているが、ホーチミン市での活動に際しての便宜供与が何も触れられていない。ホーチミン市における活動に対する便宜供与はあるのか？	上記2. 2)の回答をご参照ください。
8.	長期専門家の作成資料	PDM の修正案があるが、これは承認されたものか？	上記2. 1)に対する回答のとおり、第1回JCC開催後に承認予定です。

以上

これに伴い、評価結果の通知締切を2015年9月11日に延期します。